

○松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付等に関する要綱

平成24年1月13日

告示第4号

改正 平成28年4月1日告示第65号

令和2年12月22日告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による家具の転倒等の被害から生命等を守るため、家具転倒防止器具の取付けを行う町内に居住する高齢者等に対し、補助金を交付すること等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家具 たんす、食器棚、書棚その他これらに類する床置き型の家具類（テーブル、机、いす及び電気製品を除く。）で、地震発生時の転倒により生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。

(2) 家具転倒防止器具 地震による家具の転倒を防止するために有効な金具等の器具をいう。

(3) 登録事業者 家具転倒防止器具の取付けに関し、別に定めるところによりあらかじめ工事施工希望登録を行った事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす世帯の世帯主とする。

(1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により町の住民基本台帳に記録されている者の世帯であること。

(2) 次に掲げる者のみで構成される世帯であること。

ア 65歳以上の者

イ 15歳未満の者

ウ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者である者

（平28告示65・一部改正）

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が自ら居住する住宅の家具転倒防止器具の購入費及び設置費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、補助限度額は5,000円とする。

3 補助金の交付は1世帯につき1回限りとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付（家具転倒防止器具支給）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 購入し、又は設置しようとする家具転倒防止器具の仕様書及び見積書又は領収書（単価及び数量が記載されたものに限る。）

（2） 申請者の所有でない住宅に家具転倒防止器具を取り付けようとする場合は、住宅の所有者の承諾書

（補助金交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付（不交付）（家具転倒防止器具支給（不支給））決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に当たって条件を付けることができる。

（補助金変更交付申請）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金変更交付（家具転倒防止器具変更支給）申請書（様式第3号）に変更して購入し、又は設置しようとする家具転倒防止器具の仕様書及び見積書（単価及

び数量が記載されたものに限る。)を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助金交付決定額に変動を生じない変更の場合はこの限りでない。

(補助金変更交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、これを審査し、事業の変更内容を適当と認めるときは、松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金変更交付(不交付)(家具転倒防止器具変更支給(不支給))決定通知書(様式第4号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、補助金の変更交付に当たって条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、自己の事情により補助事業を取り止めるときは、松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付(家具転倒防止器具支給)申請取下書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(完了の届出)

第10条 第6条第1項の規定による交付決定又は第8条第1項の規定による変更交付決定を受けた申請者は、直ちに当該決定に係る事業を実施し、当該事業が完了したときは松伏町家具転倒防止器具購入費等補助事業完了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 家具転倒防止器具の取付けに要した費用の領収書又はその写し(単価及び数量が記載されたものに限る。)

(2) 家具転倒防止器具の取付け前後の写真

(補助金等の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による届出が提出されたときは、当該届出の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その届出に係る補助事業の成果が交付決定等の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付を請求しようとするときは、松伏町家具転倒防止器具購入費

等補助金交付請求書（様式第8号）により請求するものとする。

（登録事業者による家具転倒防止器具の取付け）

第13条 家具転倒防止器具の取付けについて、支給対象者の申請により、登録事業者が町から支給を受けた家具転倒防止器具を使用する方法により行うことができる。この場合にあつては、1世帯につき家具3点を限度とする。

2 前項の規定による取付けを受けた場合については、補助金の交付があつたものとみなす。

（登録事業者による家具転倒防止器具の取付けに関する補助金交付申請等の規定の準用）

第14条 第3条及び第5条から第10条までの規定（第5条第1号及び第10条第1号を除く。）は、登録事業者による家具転倒防止器具の取付けについて準用する。この場合において、第3条各号列記以外の部分中「補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）」とあるのは「家具転倒防止器具の支給の対象となる者（第13条第1項において「支給対象者」という。）」と、第5条各号列記以外の部分中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）」とあるのは「家具転倒防止器具の支給を受けようとする者（以下この条、第6条第1項、第7条、第8条第1項、第9条及び第10条において「支給申請者」という。）」と、同条第2号中「申請者の」とあるのは「支給申請者の」と、第6条第1項中「補助金の交付」とあるのは「家具転倒防止器具の支給」と、「申請者」とあるのは「支給申請者」と、同条第2項中「補助金の交付」とあるのは「家具転倒防止器具の支給」と、第7条中「申請者」とあるのは「支給申請者」と、「補助金の交付」とあるのは「家具転倒防止器具の支給」と、「に変更して購入し、又は設置しようとする家具転倒防止器具の仕様書及び見積書（単価及び数量が記載されたものに限る。）を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助金交付決定額に変動を生じない変更の場合はこの限りではない。」とあるのは「を町長に提出しなければならない。」と、第8条第1項中「申請者」とあるのは「支給申請者」と、同条第2項中「補助金の変更交付」とあるのは「家具転倒防止器具の変更支給」と、第9条中「申請者」とあるのは「支給申請者」と、第10条各号列記以外の部分中「交付決定又は第8条第1項の規定による変更交付決定」とあるのは「支給決定又は第8

条第1項の規定による変更支給決定」と、「申請者」とあるのは「支給申請者」と読み替えるものとする。

(補助金交付決定等の取消し)

第15条 町長は、補助金の支給又は家具転倒防止器具の支給を受けた者が補助金を補助対象経費以外に使用し、又は補助金交付決定若しくは家具転倒防止器具の支給決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定又は家具転倒防止器具の支給決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定又は家具転倒防止器具の支給決定を取り消した場合であって、既に補助金の交付又は家具転倒防止器具の支給を行っているときは、当該補助金又は支給した家具転倒防止器具の返還を命じ、松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付（家具転倒防止器具支給）決定取消（返還命令）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第65号）

この告示は、公布日から施行する。

附 則（令和2年告示第120号）

1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

2 改正前の松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付等に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

(表)

松伏町 家具転倒防止器具購入費等補助金交付 申請書  
家具転倒防止器具支給

松伏町長 宛て

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号 ( )

松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付等に関する要綱 第5条 に基づき、下記のとおり  
第14条 補助金の交付等を申請します。

なお、この申請の審査のため、同要綱第3条に規定する補助金の交付の対象要件又は器具の支給の対象要件を町が管理する公簿等(住民及び福祉情報)で確認することについて、同意します。

記

1 世帯に関する事項

区分	氏名	生年月日	年齢	備考
世帯主			歳	
世帯主以外 の世帯員			歳	
			歳	
			歳	
			歳	
			歳	

※ 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は要介護認定若しくは要支援認定を受けている場合は、備考欄に所持する手帳を記載してください。

2 補助事業に関する事項

補助区分	・補助金交付	・家具転倒防止器具支給	
補助事業費	円	取り付ける 家具の種類	
補助金交付 申請額	円	取り付ける 器具の個数	

3 住宅区分

持家	借家・借間	その他( )
----	-------	--------

同意書

登録事業者对我的個人情報(住所、氏名及び電話番号等)を町が提供することに同意します。

氏 名

※ 同意書は2補助事業に関する事項の補助区分の欄で「家具転倒防止器具支給」を選択した場合のみ記載してください。

(裏)

注意事項

- 1 2 補助事業に関する事項の補助区分欄については、希望する補助方法を○で囲んでください。  
なお、補助金の交付を希望する場合は、補助事業費欄及び補助金交付申請額欄に金額を記入し、家具転倒防止器具の支給を希望する場合は、取り付ける家具の種類欄に具体的な家具の名前を、取り付ける器具の個数欄に個数を記入してください。
- 2 補助金の交付を希望する場合は、購入し、又は設置しようとする家具転倒防止器具の仕様書(カタログ等)及び見積書又は領収書(単価、数量が記載されたものに限る。)を添付してください。
- 3 申請者に所有権のない住宅に家具転倒防止器具を取り付けようとする場合は、住宅の所有者の承諾書(任意様式)を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

松伏町長 印

松伏町 家具転倒防止器具購入費等補助金交付(不交付) 決定通知書  
家具転倒防止器具支給(不支給)

年 月 日付けで申請がありました松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金  
交付等については、下記のとおり 交付(支給) することとしましたので通知  
不交付(不支給)と  
します。

記

- 1 補助金交付決定額 円  
家具転倒防止器具支給数 個
- 2 特に付する条件
- 3 不交付(不支給)の理由

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

松伏町長

宛て

申請者 住 所 松伏町  
氏 名 印  
電話番号 ( )

松伏町 家具転倒防止器具購入費等補助金変更交付 申請書  
家具転倒防止器具変更支給

年 月 日付け第 号で交付(支給)決定通知がありました松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金(家具転倒防止器具支給)については、下記のとおり事業内容を変更したいので補助金(家具転倒防止器具)の変更交付(変更支給)を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 円  
(家具転倒防止器具支給数 個)
- 2 補助金変更交付申請額 円  
(家具転倒防止器具変更支給数 個)
- 3 変更する理由
- 4 添付書類  
変更しようとする家具転倒防止器具の仕様書(カタログ等)及び見積書又は領収書(単価、数量が記載されたものに限る。)

※ 家具転倒防止器具の変更支給を申請する場合は添付書類は不要です。

様式第4号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

松伏町長 印

松伏町 家具転倒防止器具購入費等補助金変更交付(不交付) 決定通知書  
家具転倒防止器具変更支給(不支給)

年 月 日付けで申請がありました松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金  
交付等については、下記のとおり 交付(支給)することと 不交付(不支給)とすることと しましたので通知  
します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円  
家具転倒防止器具変更支給数 個
- 2 特に付する条件
- 3 不交付(不支給)の理由

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

松伏町長 宛て

申請者 住 所 松伏町  
氏 名 印  
電話番号 ( )

松伏町 家具転倒防止器具購入費等補助金交付 申請取下書  
家具転倒防止器具支給

年 月 日付け第 号で交付決定通知がありました松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金(家具転倒防止器具支給)については、下記理由により申請を取下げます。

記

申請取下げ理由

様式第6号(第10条関係)

年 月 日

松伏町長

宛て

申請者 住 所 松伏町  
氏 名 印  
電話番号 ( )

松伏町家具転倒防止器具購入費等補助事業完了届

年 月 日付け第 号で 交付 決定通知がありました松伏町家具  
支給 転倒防止器具購入費補助事業について下記のとおり完了したので届出ます。

記

1 補助区分

補助区分	・補助金交付	・家具転倒防止器具支給	
補助事業費	円	取り付けた 家具の種類	
補助金交付 申請額	円	取り付けた 器具の個数	

2 添付書類

- (1) 家具転倒防止器具の取付けに要した費用の領収書又はその写し

(単価及び数量が記載されたものに限る。)

- (2) 家具転倒防止器具の取り付け前後の写真

※ 家具転倒防止器具の支給を受けた場合は2(1)の添付書類は不要です。

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

松伏町長

印

松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定を通知した松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付については、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 補助金の交付方法

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

松伏町長

宛て

住 所 松伏町

氏 名 印

電話番号 ( )

松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付確定通知がありました松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金について下記のとおり請求します。

記

請求金額	円
振込先	金融機関名 銀行 支店
	口座番号 普通・当座
	ふりがな
	口座名義人

様式第9号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

松伏町長 印

松伏町 家具転倒防止器具購入費等補助金交付 家具転倒防止器具支給 決定取消(返還命令)通知書

年 月 日付けで交付決定(支給決定)を通知した松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付(家具転倒防止器具支給)については下記のとおり決定取消(返還命令)としますので通知します。

記

- 1 補助金交付決定取消(返還命令)額 円  
家具転倒防止器具支給取消(返還命令)数 個
- 2 理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平 2 8 告示 6 5 ・ 全改、 令 2 告示 1 2 0 ・ 一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

様式第 9 号 (第 1 5 条関係)